

## 第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

### 1 障がい者の人権

国連では、障がい者の人権に関して、昭和50年12月の「障害者の権利宣言」にて、障がい者が人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会参加等を確保されるべきである旨を宣言しています。また、昭和56年を「国際障害者年」、昭和58年から平成4年までの10年間を「国連・障害者の十年」と定め、各国が障がい者の完全参加と平等を実現すべく行動するよう提唱しています。さらに、平成18年12月に国連では、障がい者の権利を保障し社会参加を促すため、合理的配慮を義務付けた「障害者権利条約」を採択しました。

日本では、平成16年6月に障害者基本法が改正され、何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が明記されました。また、前述の「障害者権利条約」については、日本も平成19年9月に署名し、現在、批准に向けて国内法整備の準備がなされています。

### 2 障害者自立支援法の施行

平成12年5月に、社会福祉基礎構造改革の一環として「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成15年度から、身体障がい者福祉と知的障がい者福祉及び障がい児福祉の一部のサービスが、行政機関による「措置制度」から利用者が福祉サービスを選択して契約する「支援費制度」へと移行しました。この制度は、障がい者の自己決定・自己選択を尊重した「個人の自立を支援する利用者本位の仕組み」です。

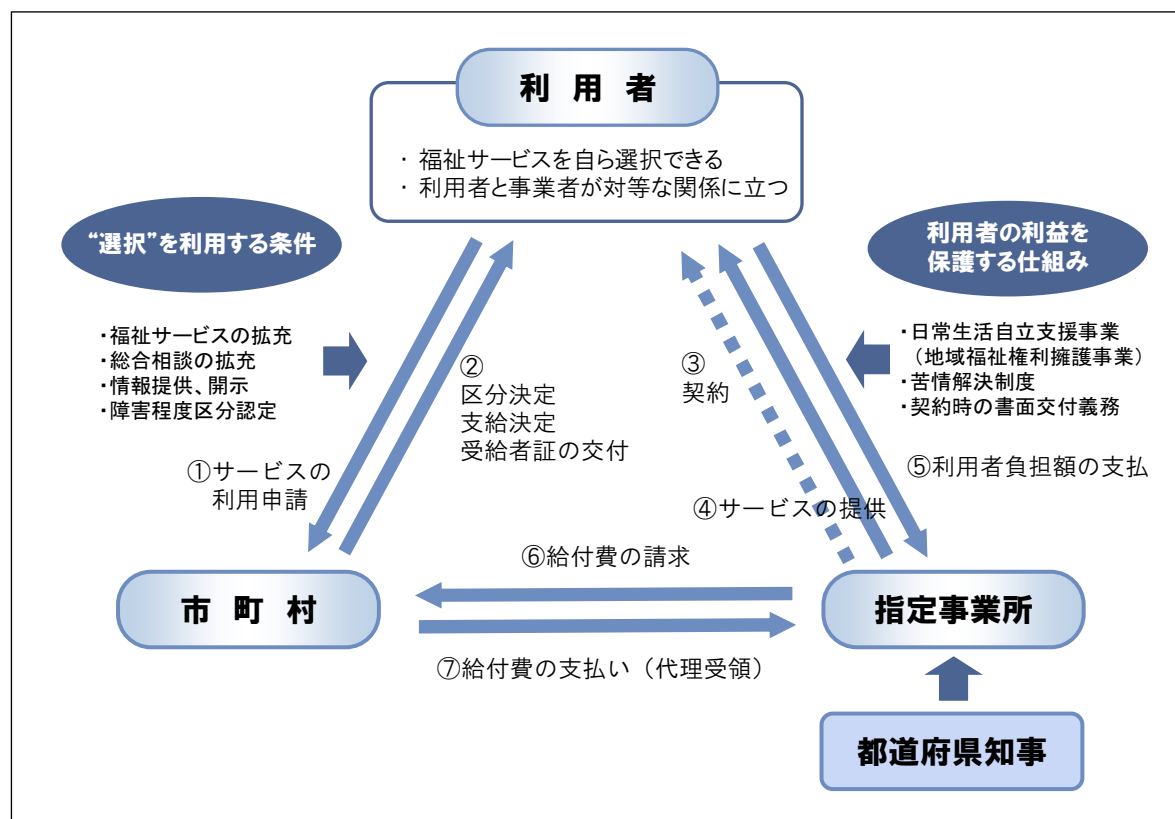
また、精神保健福祉の分野においても、平成11年6月に精神保健福祉法の改正が行われ、平成14年度から、精神保健福祉サービスの利用に関する相談・調整や、精神障害者居宅生活支援事業等の在宅の精神障がい者の福祉事業を、市町村が中心となって推進することとなりました。

こうした制度の改正は、障害福祉施策が「保護」から「自立支援・地域生活支援」へと視点を移したものです。

平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行されました。同法は今までバラバラだった身体・知的・精神の3障がいの福祉施策を一元化するとともに、障がい者の地域生活移行と就労を促進するなど、自立を支援することを目指すもので、同年10月から完全施行されました。

また、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスは、障がい者の地域生活移行に伴うための必要な支援や、就労に関する訓練等の各種サービスがあり、そのサービスの必要量は「熊本市障がい福祉計画」（第2期計画）において見込んでいます。

■障害者自立支援法制度の概念図■



### 3 その他の法制度の改正

平成 16 年 12 月には、発達障がい者に対する支援の促進等を図るための発達障害者支援法が制定されました。（平成 17 年 4 月施行）

平成 17 年 7 月には、精神障がい者に対する雇用対策の強化等を行うための障害者の雇用の促進等に関する法律の改正がされました。（平成 17 年 10 月施行）

平成 18 年 6 月には、特別支援学校の制度化等を行うため学校教育法が改正されました。（平成 19 年 4 月施行）

また、平成 18 年 6 月には、公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されました。（平成 18 年 12 月施行）

---

## 4 利用者本位の施策に求められる課題

一連の制度改正における「利用者本位」の考え方は、すべての障がい者の福祉サービスにわたる共通のもので、こうした新しい時代の福祉サービスの考え方に沿って、利用者は自らの意思で事業者を選択し、決定しなければなりません。

### （１）自己選択・自己決定に必要な相談支援

福祉サービスの選択や決定に際しては、必要な情報が適切な方法により入手できて、必要に応じて適切な相談や支援が受けられることが必要となります。さらに、増加する様々な相談に柔軟な対応を図るうえで、利用者のニーズと複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的・継続的な相談支援を行う、ケアマネジメント体制を充実する必要があります。

### （２）サービスの質と量の確保

障がい者のニーズに合ったサービスが、必要な時に必要なところで受けられるためには、サービスの質と量の充実が必要です。このため、地域で活動する様々な法人や団体、ボランティア等との連携により、サービスの量を充実する必要があります。

また、サービスの質の向上を図るうえで、利用者からの意見や苦情等が的確に受け止められて反映される体制づくりと、事業者の自己評価や第三者による評価等が適切に行われて開示される評価システムの構築が必要となります。

### （３）障がい者の権利擁護

障がい者が地域で安心して生活するためには、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、自己選択・自己決定等における様々な問題から、障がい者の権利と利益が擁護される必要があります。このため、情報提供や相談支援、苦情解決体制等の充実はもとより、障がいにより判断能力が不十分な人を支援するために、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度を身近なものとして周知し、普及・活用する必要があります。